

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 2 1 条の 5 第 1 項又は第 2 1 条の 6 第 1 項
処 分 の 概 要 : 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者 (委任先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 1 9 条の 4 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第 1 9 条の 5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由) 第 1 9 条の 6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準) 第 1 9 条の 1 1 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第 1 9 条の 5、第 1 9 条の 1 2 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 4 0 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :